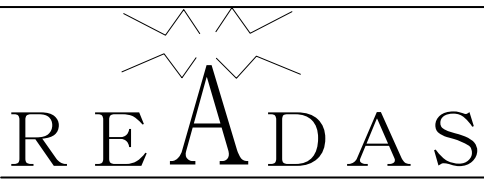


第 4461 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 4月10日 火曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

租税公課の損金算入時期

Q：税金は損金算入できる時期が違っていると聞きました。どうなっているのですか？

A：次のようになっています。ただし、法人税や法人住民税のように損金にならない税金もあります。

【解説】

法人における税金の損金算入時期は、税金の種類によって次のように定められています。

① 申告納税方式の税金

事業税、事業所税、酒税などの申告納税方式の税金は、申告書を提出した事業年度の損金となります。ただし、申告期限未到来の事業税等を未払金に計上したときは、その損金経理をした事業年度の損金となります。

② 賦課課税方式の税金

不動産取得税、自動車税、固定資産税などの賦課課税方式の税金は、賦課決定のあった事業年度の損金となります。ただし、納期の開始日の事業年度又は実際に納付した事業年度において損金経理をした場合には、その損金経理をした事業年度の損金となります。

③ 利子税・延滞金

利子税や地方税の納期限の延長に係る延滞金は、納付した事業年度の損金となります。ただし、未納税額を損金経理により未払金に計上したときは、その損金経理をした事業年度の損金となります。

④ 特別徴収方式による租税

ゴルフ場利用税、軽油引取税などの特別徴収方式の税金は、納入申告書を提出した事業年度の損金となります。

